

匝瑳市における審査請求の事例について

【件名】生活保護法による費用徴収決定処分に対する審査請求

期 日	内 容
平成19年2月16日	<u>匝瑳市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対してA氏（以下「審査請求人」という。）から生活保護申請がなされる。</u>
平成19年3月16日	<u>処分庁が審査請求人の生活保護開始を決定する。</u> ※ 生活保護の開始日は、平成19年2月16日
平成22年9月30日	<u>処分庁により費用徴収決定処分が行われる。</u> ※ 処分の内容は、収入及び資産があったにもかかわらず、収入等の申告を怠り、生活保護費を不正に受給したため、平成19年2月16日から平成22年8月31日までに支給した保護費全額の返還を求めるというもの。 返還請求額は5,700,974円。
平成22年11月26日	<u>審査請求人の代理人弁護士・B氏（以下「審査請求人代理人弁護士」という。）から審査請求がなされる。</u> ※ 審査請求の趣旨は、費用徴収決定処分を取り消すとの裁決を求めるというもの。審査請求先は匝瑳市長（以下「審査庁」という。）。
平成22年11月29日	<u>審査庁から処分庁に審査請求書の副本を送付するとともに、弁明書の提出を求める。</u>
平成22年12月2日	<u>審査請求人代理人弁護士から審査庁に対し口頭意見陳述の申立てがなされる。</u> ※ 口頭意見陳述の期日は、審査請求人代理人弁護士との協議により平成23年2月4日に匝瑳市役所において開催する予定であった。
平成23年1月4日	<u>処分庁から審査庁に弁明書が送付される。</u>
平成23年1月7日	<u>審査庁から審査請求人代理人弁護士に弁明書の副本を送付するとともに反論書の提出（任意）を求める。</u>
平成23年2月1日	<u>審査庁が審査請求人代理人弁護士から審査請求人が死亡した旨の電話連絡を受ける。</u> ※ 死亡年月日は、平成23年2月1日
平成23年2月2日	<u>審査請求人の死亡届が匝瑳市に提出される。</u>
平成23年7月20日	<u>審査請求人代理人弁護士から審査庁に審査請求人の親族に係る相続放棄申述受理通知書の写しが送付される。</u>
平成23年10月25日	<u>審査請求人の死亡及びその親族による相続放棄により、審査請求の権利を承継する者がいなくなったため、審査請求の審理を終了した。</u>